

第1章 総 則

第1節 一 般 事 項

1.1.1	適 用	1-3
1.1.2	用語の定義	1-3
1.1.3	契約書類の解釈	1-5
1.1.4	計量単位	1-5
1.1.5	日数の解釈	1-6
1.1.6	遵守すべき法令等	1-6
1.1.7	監督職員の権限及びその行使	1-6
1.1.8	管理技術者等	1-7
1.1.9	書類の提出	1-12
1.1.10	業務の着手	1-12
1.1.11	作業日	1-12
1.1.12	業務のしゅん功	1-12
1.1.13	相互協力の義務	1-13
1.1.14	関係官公署等への手続き等	1-13
1.1.15	地元関係者との交渉等	1-13
1.1.16	土地への立入り等	1-14
1.1.17	資料作成作業の協力	1-14
1.1.18	保険の付保及び事故の補償	1-15
1.1.19	一括委任又は一括下請負の禁止	1-15
1.1.20	条件変更等の処理	1-15
1.1.21	業務の一時中止	1-16
1.1.22	部分使用	1-16
1.1.23	受注者の異議申立書の提出	1-16
1.1.24	天災その他の不可抗力による災害の採択基準	1-17
1.1.25	文化財の保護	1-17
1.1.26	成果品の使用等	1-17
1.1.27	守秘義務	1-18
1.1.28	成果品	1-18
1.1.29	業務実績情報システム（テクリス）への登録	1-18
1.1.30	用紙の仕様	1-18

第2節 実 施

1. 2. 1	一 般	1-19
1. 2. 2	実施計画書	1-19
1. 2. 3	業務の実施	1-19
1. 2. 4	打合せ等	1-20
1. 2. 5	跡片付け	1-20
1. 2. 6	貸与品等	1-20

第3節 安全衛生管理

1. 3. 1	安全等の確保	1-21
1. 3. 2	臨機の措置	1-21

第4節 検 査

1. 4. 1	しゅん功検査等	1-22
1. 4. 2	業務完了部分検査	1-23

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 1. 1 適 用

調査・設計共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、首都高速道路株式会社（以下「当社」という。）が発注する測量、土質及び地質調査、交通調査、線形設計、路線計画、環境調査、構造物設計、交通量推計及び試験、その他これらに類するもの（以下「業務」という。）に係る調査・設計請負契約書（以下「契約書」という。）及び**設計図書**の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、業務の実施上必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

1. 1. 2 用語の定義

1 契約書類

契約書及び**設計図書**をいう。

2 設計図書

図面、仕様書、調査・設計請負現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書をいう。

3 仕様書

共通仕様書及び**特記仕様書**（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。

4 共通仕様書

各業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

5 特記仕様書

共通仕様書を補足し、当該業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める書類をいう。

6 図 面

入札等に際して当社が示した設計図及び当社から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。

7 調査・設計請負現場説明書

入札等に参加する者に対して、当社が当該業務の契約条件等を説明するための書類をいう。

8 現場説明に対する質問回答書

調査・設計請負現場説明書及び現場説明に関する入札参加者等からの質問書に対して、当社が回答する**書面**をいう。

9 金額を記載しない設計書

設計書において、数量及び条件のみを明示した書類をいう。

- 10 発注者
首都高速道路株式会社をいう。
- 11 契約責任者
契約に関する事務を行う者をいう。
- 12 監督職員
契約書第9条第1項の規定に基づき、請負契約の履行を確保するための監督を行う者で、次に定める「総括監督員」、「主任監督員」及び「担当監督員」を総称していう。
 - (1) 総括監督員
発注者が定め、受注者に**通知**した者で、1.1.7.1に規定する権限を有する者とする。
 - (2) 主任監督員
発注者が定め、受注者に**通知**した者で、1.1.7.2に規定する権限を有する者とする。
 - (3) 担当監督員
発注者が定め、受注者に**通知**した者で、1.1.7.3に規定する権限を有する者とする。
- 13 検査員等
契約書第31条第2項の規定に基づき、請負契約の履行を確認するための、しゅん功検査及び一部しゅん功検査（以下「しゅん功検査等」という。）並びに業務完了部分検査を行う者で、次に定める「検査責任者」及び「検査員」を総称していう。
 - (1) 検査責任者
総括監督員をいう。
 - (2) 検査員
検査責任者から検査の実施を命ぜられた者をいう。
- 14 **指 示**
監督職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 15 **請 求**
発注者又は受注者が、契約内容の履行又は変更に関して、相手方に書面をもって行為又は同意を求めることをいう。
- 16 **通 知**
発注者又は受注者が業務の実施に関する事項について、相手方に書面をもって知らせることをいう。
- 17 **報 告**
受注者が監督職員に対し、業務の実施に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- 18 **申 出**
受注者が、契約内容の履行又は変更に関して、発注者に対し、書面をもって同意を求めることをいう。

19 承 諾

発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。

20 立 会

契約書類に示された項目について、監督職員が臨場し内容を**確認**することをいう。

21 協 議

監督職員と受注者が対等の立場で書面により合議し、結論を得ることをいう。

22 提 出

受注者が監督職員に対し、業務の遂行上必要な事項を記載した書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

23 書 面

手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

24 確 認

契約書類に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について**契約書類**との適合を確かめることをいう。

25 提 示

監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

26 検 査

契約書類に基づき、検査員等が業務の完了を確認することをいう。

27 打合せ

業務を適正かつ円滑に実施するために、管理技術者、照査技術者、現場作業責任者及び担当技術者（以下「管理技術者等」という。）と監督職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。

28 修 補

検査員等が検査時に受注者の負担に帰すべき事由による不良個所を発見した場合に、受注者が行うべき修正、補足その他の措置をいう。

1. 1. 3 契約書類の解釈

- 1 **契約書類**は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1. 1. 4 計量単位

国際単位系（S I）を使用するものとする。なお、**設計図書**に非S I単位で表示されている場合は、S I単位に読み替えるものとする。

1. 1. 5 日数の解釈

契約書類において使用する履行期間及びその他の日数は、契約書第1条第9項によるものとし、すべて暦日で示され、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による作業休止日数を含むものとする。

1. 1. 6 遵守すべき法令等

受注者は、業務の実施にあたり、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

1. 1. 7 監督職員の権限及びその行使

契約書第9条第1項に規定する監督職員の権限と行為は、以下に掲げるものとする。

1 総括監督員

- (1) 総括監督員は、契約書第9条第2項に規定する権限を有する。
- (2) 総括監督員は、決定、**指示**又は**協議**において、当社の判断を行う者である。
- (3) 総括監督員が有する権限及び行為は（1）、（2）に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。

ア 契約書第7条の規定に基づく受任者又は下請負人の**通知の請求**

イ 契約書第10条及び第11条の規定に基づく管理技術者等の**通知**の受理及び変更の**承諾**

ウ 契約書第15条の規定に基づく**履行報告**の受理

エ 契約書第16条の第1項から第5項の規定に基づく貸与品などの取扱い

オ 契約書第18条第1項、第2項、第3項及び第4項に掲げる行為

カ 契約書第19条の規定に基づく**設計図書**等の変更の**通知**

キ 契約書第20条の規定に基づく業務の全部又は一部の施行の一時中止の**通知**

ク 契約書第21条第2項の規定に基づく**設計図書**等の変更の**通知**

ケ 契約書第24条第2項の規定に基づく履行期間変更の甲乙**協議**開始の**通知**

コ 契約書第25条第2項の規定に基づく請負代金額の変更の甲乙**協議**開始日の**通知**

サ 契約書第26条第1項、第2項及び第3項に掲げる屋外で行う業務の権限

シ 契約書第29条第1項の規定に基づく不可抗力による損害の**報告**受理

ス 契約書第29条第2項の規定に基づく不可抗力による損害の状況確認及び結果の**通知**

セ 契約書第30条第2項の規定に基づく**設計図書**の変更に関する協議開始日の**通知**

ソ 契約書第33条第1項及び第2項の規定に基づく成果品の部分使用の**承諾請求**

タ 契約書第36条の2第2項の規定に基づき行われる**請求**の受理

チ 契約書第36条の2第3項の規定に基づき行う検査、認定及び**通知**

2 主任監督員

- (1) 主任監督員は、総括監督員が認める契約書第9条第2項に規定する権限を有する。
- (2) **契約書類**において監督職員の**立会**の上施行すると指定された業務について、随時**立会**い、又は担当監督員に命じて立ち合わせることができる。
- (3) 主任監督員が有する権限及び行為は、(1)、(2)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。
 - ア 契約書第7条第3項の規定に基づき行う**通知の請求**
 - イ 契約書第15条の規定に基づき行われる履行**報告**の受理
 - ウ 契約書第18条第2項に掲げる調査
 - エ 契約書第26条第1項、第2項及び第3項に掲げる屋外で行う業務の権限
 - オ 契約書第29条第2項の規定に基づく不可抗力による損害の状況**確認**
 - カ 契約書第33条第1項及び第2項の規定に基づく成果品の部分使用の**承諾請求**

3 担当監督員

- (1) 担当監督員の権限と行為は、主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、主任監督員が必要と認める次の各号に掲げるものとする。
 - (2) 主任監督員の**指示**に基づき行う**契約書類**に定める**立会**及び**確認**
 - (3) 主任監督員の**指示**に基づき行う業務の施行に係る必要な**指示**
 - (4) 主任監督員の**指示**に基づき行う管理技術者との**協議**
 - (5) その他主任監督員が必要と認める事項
- 4 監督職員は、その権限を行使するときは、打合せ簿により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による**指示**又は**承諾**を行ったときは、受注者は、当該**指示**又は**承諾**に従わなければならない。
- 5 前項の口頭による**指示**又は**承諾**は、当該**指示**又は**承諾**の日から7日以内に、打合せ簿により、監督職員と受注者の間において**確認**されなければならない。

1. 1. 8 管理技術者等

設計図書に定める管理技術者等は、次の各項によるものとする。ただし、管理技術者等の資格要件については、別表に該当する者で、日本語に堪能（常に日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

1 管理技術者

- (1) 契約書第10条第1項の規定に基づき設置する管理技術者は受注者に所属する者でなければならない。
- (2) 管理技術者は、**契約書類**等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (3) 受注者は、管理技術者を定め、契約締結後14日以内に、管理技術者（等）選定通知書に経歴書を添えて**提出**しなければならない。ただし、契約前に技術提案書又は技術資料（以下「技術提案書等」という。）を発注者に**提出**した業務については、技

術提案書等に記載した管理技術者を配置しなければならない。

- (4) 受注者は、前号の管理技術者を変更したときは、変更後 14 日以内に変更選定通知書を**提出**しなければならない。ただし、契約前に技術提案書等を発注者に**提出**した業務については、原則として技術提案書等に記載した管理技術者を変更できない。病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、技術提案書等に記載された資格、業務実績、技術能力が同等以上の管理技術者を配置することとし、総括監督員の**承諾**を得なければならない。
- (5) 受注者が管理技術者に委任できる権限は、契約書第 10 条第 2 項に規定する事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合においては、発注者に書面をもって**報告**しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第 10 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、契約責任者及び監督職員は管理技術者に対して**指示**等を行えば足りるものとする。
- (6) 管理技術者は、次項に規定する照査結果の**確認**を行い、**提出**するものとする。

2 照査技術者及び照査の実施

- (1) 契約書第 11 条第 1 項に規定する「**設計図書**に定める場合」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 共通仕様書「第 8 章構造物設計」を適用するもの。
 - イ その他**特記仕様書**に定めるもの。
- (2) 照査技術者は、受注者に所属する者で、業務内容の技術上の照査を行う者であり、管理技術者を兼ねることができない。
- (3) 受注者は、(1) に該当する業務においては照査技術者を定め、契約締結後 14 日以内に、管理技術者等選定通知書に経歴書を添えて**提出**しなければならない。
- (4) 受注者は、(3) の照査技術者を変更したときは、変更後 14 日以内に変更選定通知書を**提出**しなければならない。
- (5) 照査技術者は、照査計画を作成して実施計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (6) 照査技術者は、**設計図書**に定める業務の節目又は監督職員の**指示**による業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、自ら照査を行わなければならない。
- (7) 照査技術者は、業務完了の際に照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印の上、管理技術者に差し出すものとする。

3 現場作業責任者

- (1) 受注者は、屋外で行う業務において、管理技術者が現場に常駐できない場合は、別に現場作業責任者を定めることができる。なお、現場作業責任者は受注者に所属する者とする。
- (2) 受注者は、現場作業責任者を定める場合は、契約締結後 14 日以内に、管理技術者

等選定通知書に経歴書を添えて**提出**しなければならない。

- (3) 受注者は、前号の現場作業責任者を変更したときは、変更後 14 日以内に変更選定通知書を**提出**しなければならない。
- (4) 現場作業責任者は、管理技術者の権限のうち、次の各号に掲げるもののみ行使することができる。
 - ア 契約書第 18 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定に基づく屋外における条件変更等の行為
 - イ 契約書第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく屋外における業務の全部又は一部の一部中止の受理
 - ウ 契約書第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく屋外における業務に係る提案及び変更の受理
 - エ 立会確認日の**通知**

4 担当技術者

- (1) 受注者は、屋内で行う業務については、契約締結後 14 日以内に管理技術者以外の実際に業務を行う全ての者の名簿を作成し、担当技術者選定**通知書**に経歴書を添えて**提出**しなければならない。監督職員が**指示**した業務の場合は、この限りでない。ただし、契約前に技術提案書等を発注者に**提出**した業務については、技術提案書等に記載した担当技術者を配置しなければならない。
- (2) 受注者は、前号の担当技術者を変更したときは、変更後 14 日以内に変更選定通知書を**提出**しなければならない。ただし、契約前に技術提案書等を発注者に**提出**した業務については、原則として技術提案書等に記載した担当技術者を変更できない。病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、技術提案書等に記載された資格、業務実績、技術能力が同等以上の担当技術者を配置することとし、総括監督員の**承諾**を得なければならない。

別表 管理技術者等の資格要件

1 管理技術者

業 務	要 件
測 量	測量士の資格保有者
土質地質調査	<p>下記のいずれかに該当する者とする</p> <p>①技術士[建設部門（「土質及び基礎」）若しくは応用理学部門（「地質」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成13年度以降の技術士合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</p> <p>②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者</p> <p>③RCCM[「地質部門」若しくは「土質及び基礎部門」]の資格保有者</p> <p>④地質調査技士の資格保有者</p>
環境調査	<p>下記のいずれかに該当する者とする</p> <p>①技術士[建設部門（「建設環境」）若しくは環境部門（「環境測定」若しくは「自然環境保全」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</p> <p>②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者</p> <p>③RCCM[業務に該当する部門]の資格保有者</p>
構造物設計	<p>下記のいずれかに該当する者とする</p> <p>①技術士[建設部門、農業部門（「農業土木」）、林業部門（「森林土木」若しくは「林業」）若しくは環境部門（「自然環境保全」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</p> <p>②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者</p> <p>③RCCM[業務に該当する部門]の資格保有者</p>
その他	<p>下記のいずれかに該当する者とする</p> <p>①技術士（業務に該当する部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</p> <p>②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者</p> <p>③RCCM[業務に該当する部門]の資格保有者</p>

2 照査技術者

業 務	要 件
構造物設計	<p>下記のいずれかに該当する者とする</p> <p>①技術士[建設部門、農業部門（「農業土木」）、林業部門（「森林土木」若しくは「林業」）若しくは環境部門（「自然環境保全」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</p> <p>②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者</p> <p>③RCCM[業務に該当する部門]の資格保有者</p>

3 現場作業責任者

業 務	要 件
測 量	測量士又は測量士補の資格保有者
土質地質調査	<p>下記のいずれかに該当する者とする</p> <p>①技術士[建設部門（「土質及び基礎」）若しくは応用理学部門（「地質」）]の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。ただし、平成13年度以降の技術士合格者にあつては、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者</p> <p>②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者</p> <p>③RCCM[「地質部門」若しくは「土質及び基礎部門」]の資格保有者</p> <p>④地質調査技士の資格保有者</p>
環境調査	<p>下記のいずれかに該当する者とする</p> <p>①関係諸規程に精通し7年以上の実務経験を有するほか、技術士[建設部門（「建設環境」）若しくは環境部門（「環境測定」若しくは「自然環境保全」）]の資格を有するか、又は計量法施行規則に定める環境計量士の資格を有するか、若しくはこれらと同等程度の能力を有すると総括監督員が認めた者とする。</p> <p>②技術士[総合技術監理部門（上記①の部門に該当する選択科目）]の資格保有者</p> <p>③RCCM[業務に該当する部門]の資格保有者</p> <p>④計量法施行規則に定める環境計量士の資格保有者</p>

4 担当技術者

業 務	要 件
測 量	測量士又は測量士補の資格保有者

1. 1. 9 書類の提出

- 1 受注者は、提出書類を調査設計関係様式及び「電子納品等運用ガイドライン」に基づいて、**提出**しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の**指示**する様式によらなければならない。
- 2 受注者は、書類を**提出**するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、**提出**しなければならない。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に**提出**するものとする。
 - (1) 請負代金額に係る書類
 - (2) 請負代金代理受領承諾書
 - (3) 遅延利息請求書
 - (4) 監督職員に関する措置請求に係る書類
 - (5) その他現場説明の際に指定した書類

1. 1. 10 業務の着手

- 1 受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、契約締結後 14 日以内に業務に着手しなければならない。なお、受注者は、業務の着手日前に着手届を**提出**しなければならない。
- 2 着手日とは、業務を開始する日であり、受注者が業務の施行のため実施計画書の作成又は監督職員との打合せ若しくは現地踏査を開始する日をいう。
- 3 受注者は、業務を開始した後は、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

1. 1. 11 作業日

受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、**特記仕様書**に定めがある場合を除き、夜間、土曜、日曜、祝日（振替休日を含む。）及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間に作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合、受注者は、理由を付した書面を**提出**し、監督職員の**承諾**を得なければならない。ただし、緊急を要する作業は、この限りでない。

1. 1. 12 業務のしゅん功

- 1 受注者は、業務が完了したときは、契約書第 31 条第 1 項の規定により、直ちにしゅん功通知書を**提出**しなければならない。
- 2 業務のしゅん功日とは、業務が完了した日をいい、業務の完了とは次に掲げる事項の完了をいう。
 - (1) 設計書に定める全ての業務が完了していること。
 - (2) 屋外で行う業務については、仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了して

いること。

(3) 次に掲げる書類等の整理が「電子納品等運用ガイドライン」に基づき完了していること。

- ア 契約書（写し）及び調査・設計請負現場説明書（写し）
- イ 金額を記載しない設計書（写し）及び図面
- ウ 実施計画書及び工程表
- エ 打合せ簿
- オ その他検査に必要な書類、記録、写真等

3 契約書第 41 条第 2 項及び第 3 項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。

なお、不合格の通知日及び修補の完了届受領日は、それぞれ契約書第 31 条第 2 項及び第 4 項に規定するものをいう。

$$\begin{aligned} \text{遅延日数} = & (\text{しゅん功通知書受領日} - \text{履行期間末日}) \\ & + (\text{修補完了届受領日} - \text{不合格の通知日}) \end{aligned}$$

4 一部しゅん功においては、1.1.12 中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と読み替えて、1.1.12 の規定を適用する。

1. 1. 13 相互協力の義務

受注者は、当社又は他の機関の発注する隣接業務若しくは関連業務の受注者と相互に協力し、業務に支障又は遅滞を生じさせないように努めなければならない。

1. 1. 14 関係官公署等への手続き等

- 1 受注者は、業務の実施にあたっては、当社が行う関係官公署等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、業務を実施するため、関係官公署等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公署から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を**報告**し、監督職員と**協議**するものとする。

1. 1. 15 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第 12 条に規定する地元関係者への説明、交渉等は監督職員が行うものとするが、監督職員の**指示**がある場合は、受注者は、これに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う業務の実施にあたり、地域住民から業務の実施に対する理解と協力を得られるよう努めるとともに、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う業務の実施にあたって、地元関係者から質問、疑義に関する

説明等を求められた場合は、監督職員の**承諾**を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

- 4 受注者は、**設計図書**の定めあるいは監督職員の**指示**により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督職員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。
- 5 受注者は、業務の実施中に当社が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、**設計図書**の定めるところにより、地元協議等に**立会**するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 6 受注者は、前号の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、監督職員の**指示**に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する期間及び費用は、当社と**協議**の上定めるものとする。

1. 1. 16 土地への立入り等

- 1 受注者は、屋外で行う業務を実施するため国有地、公有地又は私有地（以下「第三者の土地」という。）に立入る場合は、契約書第 13 条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに**報告**し、監督職員の**指示**を受けなければならない。
- 2 受注者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督職員に**報告**するものとし、**報告**を受けた監督職員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は当社が得るものとするが、監督職員の**指示**がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、**設計図書**に示すほかは監督職員と**協議**により定めるものとする。
- 4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書発行願を**提出**し、身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り完了後 10 日以内に身分証明書を返却しなければならない。

1. 1. 17 資料作成作業の協力

- 1 受注者は、監督職員の求めに応じて、業務に必要な関係資料、統計資料等をその都度**提出**しなければならない。
- 2 受注者は、当社が自ら又は当社が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の**指示**によりこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、当該業務が当社の実施する業務実態調査等の対象業務となった場合には、

調査等の必要な協力をしなければならない。また、履行期間経過後においても同様とする。

4 前2項に定める資料等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。

1. 1. 18 保険の付保及び事故の補償

1 受注者は、契約書に定めるほか、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の定めるところにより、使用人等の雇用形態に応じて、使用人等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、業務に関して生じた使用人等の負傷、疾病、死亡その他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

1. 1. 19 一括委任又は一括下請負の禁止

1 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、**特記仕様書**に定めるもののほか、次に掲げるものをいう。

- (1) 業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2 契約書第7条第2項に規定する「軽微な部分」とは、**特記仕様書**に定めるもののほか、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務をいう。

3 契約書第7条第2項により業務の一部を第三者に委任又は下請負に付する場合は、事前に履行委任又は下請承諾申請書を**提出**し、**承諾**を得なければならない。なお、業務の一部を委任又は下請負に付する場合の第三者（以下、協力者）が当社の測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格者である場合には、当社の競争参加停止期間中であってはならない。

4 受注者は、業務の一部を委任又は下請負に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

1. 1. 20 条件変更等の処理

1 受注者は、契約書第18条第1項に規定する事実を発見し、発注者に確認を**請求**するときは、打合せ簿にその内容を記載して、**提出**しなければならない。

2 監督職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく**設計図書**の変更又は訂正の**指示**を行う場合は、指示書によるものとする。

- (1) 契約書第18条第4項の規定による**設計図書**の変更に必要な図面の作成、数量算出、試験結果等の資料作成及び整理
- (2) その他必要な資料の作成

1. 1. 21 業務の一時中止

- 1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、総括監督員は、受注者に書面をもって**通知**し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、天災等による業務の中断については、1.3.2 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られないとき。
 - (2) 埋蔵文化財の発見により業務の続行が不適當又は不可能となったとき。
 - (3) 関連する他の業務の遅延により業務の続行が不可能となったとき。
 - (4) 環境問題等の発生により業務の続行が不可能となったとき。
 - (5) 災害等により業務の続行が不適當又は不可能となったとき。
 - (6) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、総括監督員が必要と認めたとき。
- 2 発注者は、受注者が**契約書類**に違反し、又は監督職員の**指示**に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う業務の現場の保全については、監督職員の**指示**に従わなければならない。

1. 1. 22 部分使用

- 1 部分使用の**請求**及び**承諾**
 - (1) 監督職員が契約書第33条第1項の規定により成果品の全部又は一部を使用しようとするときは、部分使用承諾請求書により受注者に**承諾**を求めることができる。
 - (2) 受注者は、前号の**承諾**を求められたときは、特段の理由がない限り部分使用承諾書により**承諾**しなければならない。
- 2 受注者は、前項の**請求**を受けた後、直ちに当該成果品を使用できる状態にしなければならない。
- 3 他者の業務に係る成果品を部分使用する場合
 - (1) 受注者は、監督職員から他者の業務に係る成果品の部分使用を**指示**されたときは、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - (2) 受注者は、前号の部分使用に当たり、その責めにより成果品に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1. 1. 23 受注者の異議申立書の提出

- 1 受注者は、契約責任者又は監督職員から示された業務内容の変更又は書面による決

定若しくは**指示**に異議があるときは、契約責任者又は監督職員の書面による通知後 10 日以内に、監督職員に異議申立書を**提出**することができる。

- 2 前項の異議申立書の**提出**があったときは、契約責任者又は監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者と**協議**しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の異議申立書を**提出**した場合にあっても、1.1.21 により総括監督員が業務の中止を**指示**したときを除き、業務の全部又は一部を中止してはならない。
- 4 受注者が異議申立書を第 1 項に定める期間内に契約責任者又は監督職員に**提出**しなかったときは、受注者は、契約責任者又は監督職員から示された業務内容の変更又は書面による決定若しくは**指示**を**承諾**したものとみなす。

1. 1. 24 天災その他の不可抗力による災害の採択基準

- 1 契約書第 29 条第 1 項に規定する天災等の採択基準とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 暴風とは、最大風速（10 分間の平均風速で最大のもの）が 15m/秒以上のときをいう。
 - (2) 豪雨とは、次の各号の一に該当するときをいう。
 - ア 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上のとき。
 - イ 1 時間雨量（任意の連続 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上のとき。
 - ウ その他**設計図書**で定めた基準
 - (3) 高潮、津波又は地震とは、周囲の状況から判断して、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められるときをいう。
- 2 契約書第 29 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、契約書第 26 条及び本章第 3 節に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が実施不良等、受注者の責めによるとされるものをいう。

1. 1. 25 文化財の保護

- 1 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、業務の実施中に文化財を発見したときは、直ちに業務を中止して**報告**し、監督職員の**指示**に従わなければならない。
- 2 受注者が業務の実施にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、当社の契約に係る業務に起因するものとみなし、当社が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。
- 3 文化財の発見により生じた履行期間又は請負代金額の変更については、当社と受注者が**協議**する。

1. 1. 26 成果品の使用等

- 1 受注者は、契約書第 6 条第 5 項の定めに従い、当社の**承諾**を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっているものの使用に関し、**設計図書**に明示がなく、その費用負担を契約書第 8 条に基づき当社に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に当社の**承諾**を受けなければならない。

1. 1. 27 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、1. 1. 27 第 1 項の**承諾**を受けた場合は、この限りではない。

1. 1. 28 成果品

- 1 受注者は、業務が完了したときは、「電子納品等運用ガイドライン」に基づき電子納品しなければならない。ただし、**設計図書**に成果品の作成方法について特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。
- 2 受注者は、当該業務に係る工事の受注者が**設計図書**の照査を行う際に、成果品について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

1. 1. 29 業務実績情報システム（テクリス）への登録

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が 250 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに**提出**しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の**提出**を省略できるものとする。また、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

1. 1. 30 用紙の仕様

受注者は、**設計図書**に規定する提出書類作成にあたって、用紙の仕様は、**特記仕様書**によらなければならない。なお、仕様が変更となった場合又は調達が困難な場合においては、監督職員の**指示**によるものとする。

第2節 実 施

1. 2. 1 一 般

受注者は、成果品の出来形、品質及び履行期間の確保を図るよう努めるとともに、自らの責任により設備、組織等の実施管理体制を確立しなければならない。

1. 2. 2 実施計画書

1 受注者は、業務の着手前に、次に掲げる事項のうち該当する項目を記載した**実施計画書**を提出しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 実施工程表
- (3) 業務の実施組織
- (4) 緊急時の体制
- (5) 主要機械器具等
- (6) 実施計画
- (7) 照査計画
- (8) 環境対策
- (9) 安全衛生管理
- (10) 品質出来形管理体制
- (11) その他必要と認められる事項

なお、受注者は、**設計図書**において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

2 監督職員は、前項の規定により**提出**された**実施計画書**の内容の修正について受注者と**協議**することができる。

3 受注者は、**実施計画書**の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度、**変更実施計画書**を**提出**しなければならない。

4 **変更実施計画書**は、第 1 項各号に掲げる事項ごとに**提出**することができるものとする。

1. 2. 3 業務の実施

1 受注者は、自らが**提出**した**実施計画書**に基づき適切な工程及び品質の管理を行い実施しなければならない。

2 受注者は、**設計図書**に定められていない事項で、実施上当然必要なものについては、自らの責任と費用により実施しなければならない。

3 受注者は、**実施計画書**に誤り又は脱漏を発見したときは、直ちに修正又は追加しなければならない。

4 受注者は、業務の実施に当たり不測の事態に遭遇したときは、直ちに調査を行い、

打合せ簿にその内容を記載して**提出**しなければならない。この場合において、監督職員から**指示**があったときは、その**指示**に従わなければならない。

1. 2. 4 打合せ等

- 1 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員とは、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が打合せ簿に記録し、相互に**確認**しなければならない。
- 2 業務着手時及び**設計図書**で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員とは、打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ簿に記録し、相互に**確認**しなければならない。
- 3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と**協議**するものとする。

1. 2. 5 跡片付け

- 1 受注者は、調査等の全部又は一部が完了したときは、監督職員の**指示**に従って残材、廃物、木くず等を撤去し、調査等の現場を清掃しなければならない。ただし、検査、立会に必要な足場、はしご等は、監督職員の**指示**に従って存置するものとする。
- 2 受注者が前項の義務を履行しない場合、当社は、受注者に代わって自らこれを行うものとする。なお、これらに要する費用は受注者の負担とする。

1. 2. 6 貸与品等

- 1 監督職員は、**設計図書**に定める図書（電子データ含む。）及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、貸与された図面（電子データ含む。）及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに返却しなければならない。
- 3 受注者は、貸与された図書（電子データ含む。）及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。
- 4 受注者は、**設計図書**に定める守秘義務が求められている資料については複製してはならない。

第3節 安全衛生管理

1. 3. 1 安全等の確保

- 1 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2 受注者は、**設計図書**に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う業務の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておかななければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかななければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに**報告**するとともに、災害・事故報告書を速やかに**提出**し、監督職員から**指示**がある場合にはその**指示**に従わなければならない。

1. 3. 2 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに**報告**しなければならない。
- 2 監督職員は、天災等に伴い成果品の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを**請求**することができるものとする。

第4節 検 査

検査員等は、監督職員及び受注者が臨場の上、しゅん功検査等を行うものとする。

1. 4. 1 しゅん功検査等

- 1 総括監督員は、しゅん功検査等に先立ち、受注者に対して検査日を**通知**するものとする。
- 2 しゅん功検査等の内容は、契約書、仕様書、図面その他関係書類と成果品を対比してその適否を検査するものである。
- 3 検査責任者は、契約書第31条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に**通知**するものとする。
- 4 契約責任者は、契約書第31条第3項の規定により、成果品の引渡しを受けるものとする。
- 5 受注者は、検査員等から成果品の作成にあたって参考とした資料等の**提出**又は**提示**を求められたときは、これに応じなければならない。
- 6 受注者は、検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。
- 7 立会人
 - (1) 検査員等は、検査にあたり、管理技術者のほか、必要に応じ、当該管理技術者を指導監督する立場にある役職員の**立会**を求めることができる。
 - (2) 検査員等は、検査にあたり、当該業務の受注者のほか、必要に応じ、当該業務の下請負人の**立会**を求めることができる。
- 8 修 補
 - (1) 検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、修補命令書により修補を命ずるものとする。ただし、軽微な修補については、検査員は、修補指示書により修補を**指示**することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。
 - (2) 受注者は、前号により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に修補請書を**提出**し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに修補完了届を検査責任者に**提出**し、検査責任者の再検査を受けなければならない。
 - (3) 受注者は、第1号により、検査員から修補指示書により修補を**指示**されたときは、**指示**された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに修補完了届を**提出**し、検査員の**指示**する方法により修補完了の**確認**を受けなければならない。
 - (4) 受注者が第2号又は第3号の**指示**された期間内に修補が完了しなかったときには、当社は、契約書第41条第2項を適用し、履行期間末日の翌日若しくは当該修補指示書による**指示**の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。

1. 4. 2 業務完了部分検査

1 業務完了部分検査

契約書第 36 条の 2 に規定する部分払の**請求**が受注者からなされたときに行う検査をいい、請負代金相当額の算定に使用される。この場合においては、契約書第 31 条第 3 項に規定する検査を行った部分についての引渡しを受けるものではない。

2 検査の**請求**

受注者は、契約書第 36 条の 2 に基づき、部分払いの**請求**に係る業務の完了部分の**確認**を求めるときは、「業務完了部分検査請求書」を**提出**しなければならない。

3 検査結果の**通知**

発注者は、受注者から前項の確認を求められたときは、遅滞なくその確認のための検査を行い、その結果を「業務完了部分検査認定書」により受注者に**通知**しなければならない。

4 業務完了部分の検査

- (1) 受注者は、監督職員から業務完了部分の検査に必要な数量等の算出要請があったときは**提出**しなければならない。
- (2) 受注者は、検査に必要な書類等を**提出**しなければならない。